

潜水器漁業

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	操業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
ヘルメット式潜水器漁業	三重共第38号共同漁業権漁場内	11月1日から翌年3月31日まで	定めず	定めず	定めず	鳥羽磯部漁業協同組合
	三重共第96号共同漁業権漁場内	1月11日から3月31日まで				三重共第96号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する共同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者
簡易潜水器漁業	三重共第25号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日まで	定めず	定めず	定めず	鳥羽磯部漁業協同組合
	三重共第26号共同漁業権漁場内					
	三重共第31号共同漁業権漁場内					
	三重共第70号共同漁業権漁場内	5月1日から9月14日まで				三重外湾漁業協同組合
三重共第71号共同漁業権漁場内						

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間は周年とする。

3 備考

許可又は起業の認可には、以下に掲げる条件を付す。

漁業種類	操業区域の条件	その他
ヘルメット式潜水器漁業	定めず	定めず
簡易潜水器漁業	定めず	定めず